

平成 30 年度実施分帯広市指定地域密着型サービス事業所等に対する 実地指導の結果

1. 対象事業所

平成 30 年度の実地指導は、6 月～1 月の期間で、帯広市内の地域密着型サービス事業所および介護予防支援事業所並びに平成 30 年度より指定指導権限が委譲された居宅介護支援事業所のうち、53 事業所を対象として実施した。

2. 指導方法

- (1) 事業所内の状況（利用者、利用者の居室、掲示物、諸設備等）について確認。
- (2) 運営状況点検結果及び指導調書に基づき、「人員基準」「設備基準」「運営基準」「介護給付費の算定」について書類を閲覧するとともに、「ケアプラン」の確認を行い、利用者の生活状況等について事業所責任者にヒアリング等を行いながらその状況を確認した。
- (3) 介護職員処遇改善加算に関して、提出された計画書及び実績報告を基に、賃金改善状況や、その他職場環境等要件の実施状況について、法人の取り組みを確認した。

※一事業所あたり 2～3 時間ほどの時間を要した。

3. 指導結果

改善を要する事項として、事業所へ書面をもって通知を行ったのは 22 事業所で、内容については下記のとおり。※指摘内容については、複数該当する事業所あり。

サービス種類		定期巡回	認知通所	密着通所	小多機	G H	特養	看多機	予防支援	居宅介護	合計
実施数		1	1	7	7	24	5	1	1	6	53
指 導 文 書	なし	0	1	0	5	18	2	1	1	3	31
	あり	1	0	7	2	6	3	0	0	3	22
指 導 内 容	人員に関する基準が遵守されていない			1		2	1				4
	設備に関する基準が遵守されていない			1							1
	運営推進会議が定期的開催されていない			3							3
	事故報告がされていない				1	2					3
	計画作成等の一連の行為が適切に行われていない			4	1					2	7
	利用料として不適切なものの徴収					2	1			1	4
	運営規程等の掲示がされていない			4	1						5
	外部評価・自己評価の未実施			3							3
	家族等へ公開・説明・送付すべき情報の不足			3							3
	勤務表作成不備、研修未実施			3			1				4
	非常災害対策計画未策定・訓練未実施			1							1
	所定の期日内に変更届が提出されていない	1		1							2
	不適切な介護報酬の算定（報酬返還）					1				1	2
	加算の算定に係る書類の不備			6		1	2	1		2	12
その他	1		3	2	3	2				11	

4. 改善報告

改善を要する事項がある事業所には文書通知後、当該事項について改善し、根拠書類とともに改善状況報告が提出されているが、1事業所（地域密着型通所介護）から提出された報告書について、一部内容不備により受理できていないことから、引き続き指導を行っているところである。

また、昨年度実施した地域密着型通所介護事業所2か所において、加算要件を満たしていないことによる介護報酬の返還指導に係る過誤処理手続について現在も協議を行っている。

5. その他

各事業所において、市条例で定めている運営・人員基準等の遵守については、ほぼ履行できていることが確認できたが、一部の事業所において、人員基準の確認やケア計画の記録についての不備、掲示物が見やすい位置に無い他、苦情処理の体制及び手順等について事業所に掲示されていないなど、直ちに改善可能な不備等が散見された。

平成28年度より北海道から移管された地域密着型通所介護事業所について、2年間で全事業所に対して指導を行ったが、指導事項が多かった事業所に対して再度実地指導を行った。依然として基準の理解が乏しく、実施間隔を狭めての指導等により、今後も重点的な指導を進めていく。

また、文書・口頭による指導の他、良い取り組みを行っている点については口頭で評価を行った。評価した主な内容については下記のとおり。

- ・地域とのつながりを大切にし、限られた職員の中で多数の訪問に努めるなど努力を重ねている。地域密着型サービスの重要な部分であるので、今後とも利用者の希望や必要性に配慮しながら継続していただきたい。
- ・地域ボランティアの喫茶コーナーを設けるなど地域と一体になった取り組みを行っている。
- ・家族に向けてケア記録を開示している。平易な言葉などを使い解りやすく作成している。
- ・非常災害に対する意識が高い。停電後（胆振東部地震）実際に避難先の小学校へ出向き、本当に避難可能か検証するなど日ごろから防災に取り組んでいる。引き続き入居者が安心できる日常生活の提供を心掛けてほしい。
- ・ヒヤリハットの事例を多数収集し、分析し、わかりやすくグラフ化するなどの取り組みを実施していることから意識が高いことがうかがえる。事故防止のために有効であるので、今後も取り組んでほしい。

今後も介護サービス事業所の適正な運営の確保、サービスの質の向上、保険給付の適正化を目的として利用者のケアに重点を置いた指導に努める。事業所が遵守すべき基準はあくまでも保険給付を受ける為に一定のレベルを確保する為に設けられたものであることから、指導計画に従い、順次実施するもの。